

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

都道府県名 : 福岡県

農業委員会名 : 久山町農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作成

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

周知している 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	・久山町農業委員会掲示板での告示
改善措置	
周知していない場合、その理由	

(2) 総会等の議事録の作成

作成している 作成していない又は作成していなかった

作成までに要した期間	14日
改善措置	

※ 作成までに要した期間については、議事録の作成の手續及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

詳細なものを作成している 概要のみで作成している又は作成していた

改善措置	
------	--

(5) 議事録の公表

公表している 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	・久山町農業委員会窓口での縦覧 ・久山町農業委員会 HP での公表
改善措置	

2 事務に関する点検

(1) 農地法3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 2件、うち許可 2件及び不許可 0件)

点検項目		具 体 的 な 内 容			
事実関係の確認	実施状況	申請受付後書類、担当委員、事務局で現地を確認している。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	1案件ごとに現地確認、審査を実施している。			
	是正措置				
申請者等への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	2件		
		不許可処分の理由を詳細に説明した件数	0件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	個人情報に配慮し、情報公開条例に基づき公表している。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間 (平均)	16日
	是正措置				

(2) 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 11件)

点検項目		具 体 的 な 内 容			
事実関係の確認	実施状況	申請受付後書類、担当委員、事務局で現地を確認している。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	1案件ごとに現地確認、審査を実施している。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	個人情報に配慮し、情報公開条例に基づき公表している。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	14日
	是正措置				

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		1法人
	うち報告書提出農業生産法人数		1法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		1法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		1法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人数		法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		法人
	対応状況		

(4) 情報の提供等

点検項目		具体的な活動	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 27 件	公表時期 平成25年5月7日
	是正措置	情報の提供方法: 農業委員会掲示板に掲示、久山町農業委員会 HP に掲載	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 74 件	取りまとめ時期 随時
	是正措置	情報の提供方法: 久山町農業委員会掲示板による告示。議案書及び議事録の公開	
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 247 ha	整備方法 電算処理
	是正措置	データ更新: 年1回、税務課より土地データを取得。毎月法務局の移動調書により随時更新。	

(5) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務

(1年間の処理件数：91件、うち許可46件及び不許可 0件)

点検項目		具 体 的 な 内 容			
事実関係の確認	実施状況	新規契約の場合は地区農業委員が経営審査実施			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	1案件ごとに審議を実施している。			
	是正措置				
申請者等への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	91件		
		不許可処分の理由を詳細に説明した件数	0件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	個人情報に配慮し、情報公開条例に基づき公表している。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から10日	処理期間(平均)	10日
	是正措置				

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成 26 年 12 月 1 日現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	247ha	0.07ha	0.0%
課 題	遊休農地の解消		

2 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.16ha	0.09ha	56.3%

3 2の目標の達成に向けた活動

活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		9月～11月	11名	12月	
	調査方法	農業委員による全筆調査			
活 動 実 績	遊休農地への指導	地区担当委員による口頭指導等			
	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		9月～11月	11名	12月	
調査方法	農業委員による全筆調査				
活 動 実 績	遊休農地への指導	実施時期:	随時		
		指導件数:	2件	指導面積: 0.16ha	指導対象者 2人
	遊休農地である旨の通知	件数:	1件	面積: 0.16ha	対象者: 2人
活 動 実 績	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数:	0件	面積: 0ha	対象者: 0人
	その他の取組状況				

4 評価の案

目標に対する評価の案	全筆解消に向けた取り組みで妥当である。
活動に対する評価の案	農業委員による活動として妥当である。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年12月現在)	農家数	253戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	16戸	9経営	法人	団体
	農業生産法人	1法人			
課 題	規模拡大を進める農家は少数で、小規模の兼業農家が多く、高齢化も進んでいる。意欲ある農家や機械利用組合には認定農業者や法人化を勧め、また重要な担い手である女性農業者の積極的な地域農業への参加を促進する必要がある。				

(2)平成26年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	1経営	法人	団体
実 績 ②	0経営	法人	団体
達 成 状 況 (②/①×100)	%	%	%

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活 動 計 画	随時、各自が参加する会議や集落座談会等で認定農業者制度の周知をはかるとともに、個別に掘り起こしをする。		
活 動 実 績	意欲ある経営農家の洗い出しを行い、該当者に対し個別に制度説明等を実施		

(4)評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	平成26年度の目標数は1経営団体となっているが、農業を取り巻く状況は厳しいものがある。		
活動に対する評価	認定農業者志向農家の洗い出し作業実施は、現在相談案件があり、それなりに評価できる。		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年12月1日現在)	管内の農地面積 247ha	これまでの集積面積 7.1ha	集 積 率 2.9%
課 題	営農類型において、水稻経営者が2名となっており、規模拡大にも限界がある。今後、水稻経営又は畑作経営を行なう担い手を育成し、農地の集積を図る必要がある。		

(2)平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達 成 状 況(②/①×100)
1ha	0.8ha	80%

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活 動 計 画	農地集積円滑化団体と協力し、農地の出し手と受け手の要望を把握することで、効率的な集積を図る。また継続して効率的な営農ができるよう、地区ごとに協議会等を設置し、今後の地域営農について協議する。随時、農事組合の会合や相談窓口等により農地の利用情報を入手し、離農者が耕作していた農地は速やかに担い手に集積する。
活 動 実 績	農家集会等で、利用権設定事業等の説明を行い、担い手への利用集積の推進を図った。

(4)評価の案

目標に対する評価	農業従事者の高齢化率が停滞し、これまでの集積状況から判断すると目標は妥当である。
活動に対する評価	利用権設定の促進啓発と、農政部局との連携により農地の実耕作者状況の調査を実施し、集積の推進を図ったので妥当である。

3 違反転用への適正な対応

(1)現状及び課題

現 状	管内の農地面積	違反転用面積	割合(B/A×100)
(平成26年12月1日現在)	249ha	0ha	0%
課 題	特になし		

(2)平成26年度の目標及び実績

目 標 ①	実 績 ②	達成状況(②/①×100)
ha	ha	%

(3)(2)の目標の達成に向けた活動

活 動 計 画	定期的な農地パトロールと、地区担当農業委員による適正指導を実施し、違反転用を未然に防ぐ。
活 動 実 績	農地パトロールのほか、地区担当農業委員の巡回を実施。

(4)評価の案

目標に対する評価	目標の達成ができた。
活動に対する評価	計画どおりの活動が実施できた。